

徳島県自転車活用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 徳島県における自転車の総合的かつ計画的な活用に向け、幅広い分野の専門的見地から意見を聴取することを目的に、徳島県自転車活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 本県における自転車の活用推進に関する現状分析と課題整理に関すること。
- (2) 本県における自転車の活用推進に向けた施策の検討に関すること。
- (3) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表一に掲げる者及び別表二に掲げる団体に属する者（以下「委員」という）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要な場合は、委員以外の者を委員会に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会議の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、徳島県県土整備部高規格道路課が所掌する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。